

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

| | |
|----------|--|
| ○氏名 | FU Jiayin (ふ かぎん) |
| ○学位の種類 | 博士 (文学) |
| ○授与番号 | 甲 第1129号 |
| ○授与年月日 | 2016年9月25日 |
| ○学位授与の要件 | 本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項 |
| ○学位論文の題名 | 日本伝存古文献による唐代文学の研究 ～『白氏文集』を中心として～ |
| ○審査委員 | (主査) 芳村 弘道 (立命館大学文学部教授) 萩原 正樹 (立命館大学文学部教授) 中本 大 (立命館大学文学部教授) 澤崎 久和 (福井大学教育学部教授) |

<論文の内容の要旨>

FU Jiayin (富嘉吟) 氏の『日本伝存古文献による唐代文学の研究～『白氏文集』を中心として～』は、唐代の大詩人であり、日本の平安中期以後の文学に多大な影響を及ぼした白居易の作品集『白氏文集』を基軸にすえ、日本所蔵の古文献を利用して唐代文学研究の資料を開拓し、唐代文学および日本漢文学に関する問題を文献学的に考察した論文である。本論文は、学術誌に公刊された論文2篇と未公刊論文2篇の4篇を本論とし、未公刊論文1篇を付論として以下の通りに構成されている。

序

第一章 『江談抄』所引白氏詩文考三則

第二章 『天寶集』について

第三章 顧陶『唐詩類選』について

第四章 『文苑英華』に於ける『白氏文集』諸本の利用状況

付録 林羅山『歌行露雪』について

結論

序では本論文の構成と各章・付論の論点を簡潔に記し、また日本伝存の古文献が唐代文学の研究を進展させる極めて貴重な資料であり、漢字文化圏における唐代文学の流伝と受容状況を顕著に示すことを論じている。

第一章『江談抄』所引白氏詩文考三則』は、平安末期に大江匡房の談話を録した『江談

抄』に引用された白居易の作品に関する三つの問題を論ずるものである。一つは『江談抄』が白居易の「天寶樂叟長韻詩」（「江南遇天寶樂叟」と「四韻詩」（「答馬侍御見贈」）の二詩に「苑花如雪同隨輦、宮月似眉伴直廬」という同一句が重見することを指摘しているが、現行の白居易作品集には前首中に存在しないことについての考証である。論者は、『江談抄』が他の条文にも行っている同一詩人における類同句の指摘を勘案し、『江談抄』がいう詩句の重見は完全に一致した表現を指すのではなく、類似句を問題としていることを先ず明確にする。そして「江南遇天寶樂叟」詩には、押韻の関係で「廬」字を句末にせず、また主題の「天寶樂叟」に相応しくない「直（朝廷宿直）」字を用いず、「苑花如雪同隨輦、宮月似眉伴○○」という二句が元来あって、詩意の展開から、それは第一段の終わり、すなわち第五・六句として存在したと推測する。二つめには、『江談抄』が言及する白居易の作品集『洛中集』に関する考証である。白氏『洛中集』は、『新唐書』および『宋史』の「芸文志」などによれば、劉禹錫との唱和集である一卷本の『洛中集』を指すと考えられ、この本は『西宮記』『後二条師通記』という平安時代の文献にも記載が見え、さらに後者には大江匡房の所蔵も確認できると論じ、『江談抄』の言及書は劉白唱和集の『洛中集』であった可能性を呈示する。ただし、これとは別に白居易の『洛中集』には、中国歴代の書目には記載されないけれども、十巻本の白居易単独の詩集『白氏洛中集』がかつて存在していた。それを伝えるのが菅原道真「詠樂天北窗三友詩」（『菅家後集』）と『世俗諺文』という、いずれも平安時代中期の資料であることを指摘する。さらに鎌倉時代の豊原奉重の『白氏文集』校記から、日本に『白氏洛中集』が伝来していたことを証明する。第三の考証は、『江談抄』に「曉入梁王之苑、雪滿群山。夜登庾公之樓、月明千里。白賦。買嵩。」とあるのを白居易の「買嵩賦」という佚作と見なす研究者の誤りを訂正したものである。「曉入梁王之苑」の二聯は宋の曾慥『類説』などが唐の謝觀の「白賦」とするもので、決して白居易の佚亡した賦の一部ではないと断じた。なお「買嵩」は一作者名の「賈嵩」の誤写と見なせると附言する。

第二章『天寶集』については、中国の資料には全く痕跡を留めず、唯一、日本の文献に見える唐代編纂の詩選集『天寶集』に関し、『和漢朗詠集』『李嶠雜詠』『百詠和歌』『作文大体』が伝える佚文を用い成立と収録内容を考察したものである。『天寶集』は、平安前期の藤原佐世編『日本国見在書目録』に三巻本と九巻本が著録され、のち院政期の藤原信西『通憲入道蔵書目録』にも「天寶文苑集六弓。朽損」と見えるという書誌の記載に基づき、本書には三巻本と九巻本の二種があって、信西本の「六弓（巻）」は九巻本の残本であることを確認する。しかるのち本書の佚文を日本の古文献に尋ね求め、その内容の考察に進む。『和漢朗詠集』の「雁」に「萬里人南去、云々」の四句が摘録されており、釋信救『和歌朗詠集私注』や『作文大体』は、これを『天寶集』中の詩とする。ただし『和漢朗詠集』の諸古注釈において、この「雁」詩の詩題と作者名についての注記が混乱しており、また中国の唐・宋の詩選集でも一定していない。論者は、諸資料間の紛乱を丹念に梳理し、白居易などの作とする伝承の誤謬を明らかにし、作者を初唐の韋承慶と定めた。次に『天寶

集』のその他の佚文を『李嶠雜詠（百詠）』の日本残存の古注（陽明文庫所蔵『註百詠』）から輯収し、上官儀の二句、韋嗣立または趙彦昭の一句を得、『百詠和歌』からも二句（ただし原典・作者未詳）採録できることを示した。ただし、これらの輯佚は先行研究があって論者の創見ではない。輯佚の結果、所収の詩人と詩の内容から推測して、『天寶集』は、盛唐の天寶年間の詩を選録したのではなく、天寶期に編選された詩選集であるという福田俊明氏『李嶠と雜詠詩の研究』の論説の正しさを確認する。さらに一步進んで、唐代編纂の別集や総集には編選時の年号を用いる例が散見することを証左に加えている。

第三章「顧陶『唐詩類選』について」も、佚書の唐詩選集を綿密に考証した内容である。唐代に唐人の詩を選録した総集を「唐人選唐詩」というが、その殆どは散逸した。晩唐の顧陶『唐詩類選』もその一つである。本論文は、宋代の詩話・隨筆・類書を丹念に検索し、さらに日本の『和漢朗詠集』の古注釈の引用を加え、『唐詩類選』所収として現在、確認しうる詩人四三名（姓名不詳を含む）、詩句（詩題・詩句不詳を含む）四九首を輯佚する。そして「『唐詩類選』所収の詩人名」と「『唐詩類選』所収作者・作品・典拠一覧」の二つの表に整理し、考察の基礎資料とした。本論の始めには、『全唐詩』や宋代の書目、また顧陶の前後二篇の自序、所収詩人の事跡などに基づき顧陶の略歴をまとめ、新出土の「姚合墓誌銘」を援用して『唐詩類選』の編纂時期を考証する。その結果、顧陶は中唐の憲宗の元和年間（八〇六一―八二〇）に『唐詩類選』の編纂を開始し元和末年に初稿をまとめ、一時期の中断を挟み、大中六年（八五二）以後に編纂を再開し増補を加えて本書を完成させ、「前序」を補訂し、「後序」を書き下ろしたという新見解を示した。続いて『唐詩類選』の内容についての考察に移り、「前序」に基づき本書が李白・杜甫を高評価する選集であること、卑俗な詩であっても『詩經』の「諷諭」性を保つ作品を選録する儒家的な文学観をもっていたこと、本書の編成は詩体・詩風による分類編集とみなす最近の論説は誤りであり、主題の内容による分類であることなどを論ずる。さらに所収詩人において、魏博節度使の田弘正の幕下に集った詩人群に注目する選録に一つの特徴が見られるという中唐文学研究上、示唆深い見解を提出した。最後に、『唐詩類選』は、杜甫詩の異文を多く伝えており、また本書のみに伝えられる小詩人とその作品が散見され、本書が唐詩研究において文献的価値を高く有することに言及する。なお『和漢朗詠集』の古注釈の引用には所収巻次を明記しており、中国現存の文献に見られない貴重な資料が得られる重要な指摘を加えている。

第四章「『文苑英華』に於ける『白氏文集』諸本の利用状況」は、北宋初に六朝後期から唐・五代の詩文を選録した一大総集、『文苑英華』一千巻が、白居易の作品にはどのようなテキストを底本に用いたのか、また南宋時代の校勘にはいかなる諸本が利用されたのかを、細大漏らさず調査し、その結果を分析、研究した論考である。先ず南宋に校勘を行った周必大の撰になる「纂修文苑英華事始」にいうところを検証して、『文苑英華』が底本とした『白氏文集』は北宋初年の写本であったことを確認する。そして『白氏文集』の原姿（前集五〇巻・後集二〇巻・続後集五巻。続後集は残缺一巻のみ現存）を比較的好く留める版本と認定されている日本の江戸初期に活字印行された那波本との収録状況を対照し、『文苑

英華』が利用した『白氏文集』は、那波本よりも原書の編成をよく保存していることを明らかにした。また北宋の陳舜俞『廬山記』、南宋の陸游『入蜀記』によって、その底本は北宋宮中の崇文院での鈔校本であると推測し、さらに北宋の刊本『白氏文集』に属する景祐本の本文を伝える作品と対校し、『文苑英華』の本文は写本系（日本の旧鈔本もこの系統）の流れを汲むことを明確にする。かくして論者は、日本の金沢文庫本『白氏文集』古写本の中において、入唐僧の慧萼将来本に依拠する唐鈔本系の所収巻に属する作品と『文苑英華』の本文を精密に対校して校勘表を作成し、次のような結果を得る。すなわち『文苑英華』と慧萼本との互見作品は四八首あり、本文の異同は三〇三箇所に見られ、そのうち両本一致するのは一〇二箇所であって、同じ写本系といえども異なりを示している。これを論者は、慧萼本は白居易生前の開成四年（八三九）に編集された六十七巻本『白氏文集』を底本にしており、一方、『文苑英華』はその後、白氏自身によって修訂の施された七十五巻本全集に依拠するので、両本の間には異同が生じたと理解する。次に『文苑英華』の校記を用い、北宋・南宋における『白氏文集』の伝本を考察する。それらには「京本」「石本（石刻拓本）」「蜀本」「川本」「浙本」があり、現行『白氏文集』の本文と対校し、①「京本」が首都汴京で行われていた刊本であること、②「石本」は諸本との異同が著しい初撰の形態であり、『文苑英華』や刊本系各本は後に白氏の修改を経た本文であること、③「蜀本」と「川本」は同じく四川地域の版本であるが両者には相異が見られ、「川本」が蜀刊本を淵源にもつ那波本に近いこと、④「浙本」は北宋の姚鉉編『唐文粹』との一致点が見られ、姚鉉が「浙本」を用いて『唐文粹』を校訂した可能性が考えられることを指摘する。そして「集作某」「集本作某」とする校記は、「各集本の本文が同じで、『文苑英華』の本文と異なった場合に、各本を一括して」称したものであり、「一作某」の校記は、先人の校勘の所拠本を特定できなかった場合に称したものであるという創見を加え、この雄篇を終える。

付論の「林羅山『歌行露雪』について」は、江戸初期の大儒である林羅山が十四歳で著した白居易の代表作「長恨歌」と「琵琶行」の注釈書『歌行露雪』について、その成立に関する諸問題及び先行する清原宣賢の注釈との関係を詳密に考察した論文である。羅山は禅僧の英甫永雄の「長恨歌」と「琵琶行」の講義を受けて『歌行露雪』を作成したのであるが、また博士家の清原宣賢の「長恨歌」「琵琶行」の抄物『宣賢抄』を摂取したところも少なからずあり、羅山の学問は中世五山の学と王朝以来の博士家の学という二系統の学問内容を併せ有していたことを本書が如実に示すと論ずる。また羅山が本書を撰述し終えた後、修訂を加えたところが見出され、そこには中年期に羅山が行った那波本『白氏文集』の校勘の成果が反映されているという新事実も呈示した。

「結論」においては、日本伝存の古文献を利用した唐代文学に関するこれまでの研究を概括し、唐人撰編の佚存書のみならず、日本人の撰著にも有益な資料、例えば『江談抄』『菅家文集』などが存在するが、中国文学研究者には関心が薄いことを指摘する。また『和漢朗詠集』などの古注釈にも貴重な資料があり、この類の資料を広く発掘して利用を進めるべきことを論じ、本論はその実践を試みた成果であるという。そして「日本伝存古文献の

利用は唐代文学研究の先端領域として、新たな研究資料を提供」することができ、またそれは、「唐代文学が漢字文化圏に如何に大きな影響力を与えたかを解明することへと発展する」と結論づけている。

<論文審査の結果の要旨>

第一章では、『江談抄』に引用された白居易の作品に関する三つの資料を問題とし、精密な考証を進めて先行研究の補正を行って新見解を生んだ。その一つは、今本の「江南遇天寶樂叟」詩に失われた「苑花如雪同隨輦、宮月似眉伴直廬」の一聯の元來置かれていた箇所を推定した点にある。甲田利雄氏『校本江談抄とその研究』が「酔後走筆」詩の「宮花似雪從乘輿、禁月如霜坐直廬」の二句をもって、この聯に相当すると見なす考えは、「天寶樂叟長韻詩」（「江南遇天寶樂叟」）と「四韻詩」（「答馬侍御見贈」）の二詩において「苑花如雪同隨輦、宮月似眉伴直廬」という同一句が重複すると指摘する『江談抄』の内容から逸脱する見解であり、論者の推定は、『江談抄』の内容に即して説得力がある。二つ目に問題とした『洛中集』については、大江匡房が所蔵していたことを『西宮記』『後二条師通記』といった日本の古記録を用いて明確にした点、また今一つには『白氏洛中集』が金沢本『白氏文集』の豊原奉重の校記のうちにも確認した点、いずれの論点も資料博搜による優れた成果と評しうる。第三には、白居易の「買嵩賦」という佚作の存在を主張する研究者に対し、徹底した文献考証により、戦国楚の宋玉以来の「大言賦」の流れを汲む唐の謝觀の作品と認定すべきであると提示し、その謬説を訂正したことが高く評価できる。

第二章でも日本の古文献や中国の文献を丹念に調査して考察を加え、「唐人選唐詩」のひとつで、中国では失われ、日本にのみ資料が存在する『天寶集』の成立を明らかにしている。本書の輯佚については、先行研究の範囲を越えないが、「雁」の佚句の作者を韋承慶であることを明らかにし、その内容を彼の事跡から考証して、この佚句は嶺南左遷時の詩の一部分であると指摘した。これは、注目すべき論者の創見であって、この新説によって、『天寶集』の収録作は初唐詩であるが、成立時期の年号「天寶」をもってこの詩選集の名としたことを明確にしたのは大きな功績である。

第三章は、従来の研究者がなし得なかった晩唐の顧陶の詩選集『唐詩類選』に関する全面的な研究である。先行研究には卞孝萱氏の論文『唐詩類選』是第一部尊杜選本』があって、卞氏は、『唐詩類選』に選録されていた杜甫の詩三十首を諸書より輯佚し、顧陶が宋人に先駆けて杜甫を尊重する評価を示していたことを論じた。論者は、文献を博搜して卞氏の輯佚の大幅な増補を成し遂げ、付表二篇に整理した。その成果の一つに『唐詩類選』が晩唐詩人の姚合を選録していたことを見出した。論者はこの発見に終わらず、最近出土の「姚合墓誌銘」の記載を検討し、彼の生卒年を重要資料として『唐詩類選』の編纂時期を解明する画期的な考証を展開した。さらに本書の顧陶自序二篇を正確に分析し、編纂基準とそれを支える文学観を明らかにした。この研究の独創性をさらに挙げるならば、魏博節度使の幕下での文学活動と顧陶との結びつきが本書の選録詩人を通して窺い知れるという

新事実である。これは幕府詩人群という観点から唐代後半の文学と社会を考察する上で、極めて有益な指摘となっており、本論の高い価値がここにもあるといえよう。

第四章は、『文苑英華』所収の白居易作品について、『文苑英華』刊写本および『白氏文集』の諸本と対校し、その成果を基礎にした詳密にして実証的な研究である。これまで『文苑英華』を利用した白居易研究は少なからずあったが、いずれも「長恨歌」などの特定の作品に対する校勘上の問題を扱うものであった。論者は、『文苑英華』所収作品、約七〇〇首のすべてに亘って本文と校勘記とを綿密に調査し、従来の部分的な研究から脱して全面的な研究を展開した。特に『文苑英華』と唐鈔本に基づく慧萼本との対校によって両本の差違を明確にし、その原因は、慧萼伝写の後、白氏自身によって修訂の施された七十五巻本全集に『文苑英華』が依拠したことに在ると推論したが、これは『白氏文集』の定稿と伝来の過程を考察する上で極めて示唆に富む注目すべき見解といえる。本章後半は、『文苑英華』の校記に視点をあて、校勘に用いられた諸本の性格を明らかにした。さらに校記の体例についての読み解きは、論者によって始めてなされた成果であって、今後の『文苑英華』研究にとって必ず参考すべき学説となっている。

付論「林羅山『歌行露雪』について」では、中世五山と王朝以来の博士家という二系統の学問を羅山が受容していたことを少年期の著述『歌行露雪』のうちにも確認できることを検証した極めて意義深い内容になっている。また東京国立博物館所蔵本を熟覧し、羅山が後年に弟子の那波道円の刊行した活字本『白氏文集』に旧鈔本系『白氏文集』をもって加えた校勘を調査し、その成果を利用して羅山の白居易文学受容が後年にまで及んだことを実証した。これも論者によって得られた新しい見解として注目に値する。

結論は、唐代文学研究にとって、日本の古文献が如何に重要な資料を提供しうるかについて端的にまとめられており、その論点も妥当性に富むものであった。

以上、論文審査において認められた本論の学術成果のうち注目すべき優処を取り上げたが、訂正、補足すべき部分の指摘もなされた。そのうちの幾点かを挙げておく。①第一章第一節の「江南遇天寶樂叟」の問題となる一聯が果たして所説どおりの位置にあったのか、そもそも脱落したものか、なお表現面やテキスト面からの慎重な考察が必要である。②第二章に例証として挙げた『貞観新書』の撰者である唐稟について考察が不足している。③第三章で輯佚資料に用いた『艇齋詩話』の記述の信憑性を確認すべきである。④第四章で示した『文苑英華』本の校記を白居易作品以外にも広め、悉皆調査して論拠を確実にする必要がある。⑤付論で比較対照に用いた作品集には、林羅山の学問から見て朝鮮本の『古文真宝』を加えるべきであった。⑥文章表現・出典表記に不注意なところがあった。

こうした補正すべき問題点も指摘されたが、本論は唐代文学研究における日本の古文献の価値を論ずるという目的が十分に果たされ、学術上に有益な新見解を多く示していると判断できた。また新資料の「発見」だけでなく、伝来の文献資料を用い、それらの意義を明らかにした「発明」も本論に富んでいることが認められた。さらに論者が文献研究に不撓の努力を注いで得た調査結果と緻密な考察に支えられた所論は、新たな研究へと展開し

うる内容を十分に具えていることも明確に見てとれた。

以上により、審査委員一同は本論文が博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は2016年7月23日(土曜日)午後3時から午後5時25分まで、清心館502号教室で行われた。

審査委員会は、申請者が本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中において、学内の研究会での数次の発表、2015年10月9日の「中唐文学学会大会」、同11日の「日本中国学会大会」における学会発表など様々な研究活動を実践したこと、また本論第一章と第三章を構成する二篇の論文を公刊したことに加え、今回の公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、審査委員会は、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値するという意見の一致を見た。よって本学学位規程第18条第1項に基づき、申請者に対して「博士(文学 立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断するものである。